

知財法務の勘所 Q & A (第105回)

標準必須特許を巡る紛争の近年の動向

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 後藤 未来
弁護士 角田 匠吾

標準必須特許 (SEP) とは、通信等の分野において策定される標準規格に準拠した製品であれば必ず実施せざるを得ない発明に係る特許です。

通常、標準化団体は、標準規格の策定に際し、自社技術の標準規格への採用を提案する参加企業 (特許権者) に対し、自社技術が採用されると実施が不可欠となり得る発明に係る特許・特許出願を開示させ、公正・合理的・非差別的 (Fair, Reasonable and Non-discriminatory) な条件 (FRAND条件) でライセンスする意思があることを宣言させます (FRAND宣言)。しかし、どのような条件がFRAND条件であるかについて争いとなることが多く、その場合には訴訟・仲裁・調停等の紛争解決手段により解決が図られます。そして、標準規格は国際的に利用されるものであり、ライセンスの地理的範囲は必然的に国境を越えることから、どの国の紛争解決手段で解決するのかが重要な検討事項となります。そこで、本稿では、標準必須特許を巡る紛争の外国における近年の動向を紹介するとともに、日本の東京地方裁判所で開始した新たな紛争解決手続のポイントを解説します。

Q1 標準必須特許を巡る紛争の欧州 (EU) における近年の動向について教えてください。

A1 欧州 (EU) における標準必須特許を巡る紛争は、2015年7月16日の欧州司法裁判所 (CJEU) によるHuawei v. ZTE事件判決¹が示した判断枠組み (EUフレームワーク) が基本的な争点となります。これは、標準必須特許の特許権者による差止請求が独占禁止法上の支配的地位の濫用に当たるか (FRAND抗弁の成否) を判断するために、特許権者と実施者の双方が誠実な交渉態度をとったかを審査するものです。具体的には、以下の5つのステップに分けて審査が行われます。

1 Huawei v. ZTE, CJEU Case C-170/13

| | 主体 | 求められる行為 |
|---|------|---|
| 1 | 特許権者 | 対象特許及び侵害行為（対象製品等）を特定して侵害の警告を行う。 |
| 2 | 実施者 | FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を表明する。 |
| 3 | 特許権者 | ロイヤルティの金額と計算方法を明記してFRAND条件に基づくライセンスをオファーする。 |
| 4 | 実施者 | 特許権者のオファーを受け入れない場合、速やかに対案を提示する。 |
| 5 | 実施者 | 特許権者が実施権者の対案を拒否し、ライセンス契約が締結されないにもかかわらず実施権者が侵害行為を継続する場合、適切な担保提供等を行う。 |

そして、近年、EUフレームワークの解釈に関する議論の集積が進んでいます。特に注目されるのは、2023年6月に設立された欧州統一特許裁判所（UPC）が、設立直後の2024年に出したPanasonic v. Oppo事件²及びHuawei v. Netgear事件³における差止認容判決です。これらは、EUフレームワークの具体的な解釈を示し、特許権者と実施者の交渉態度は、上記各ステップを厳格に順序立てて判断するよりも、交渉全体を通じた誠実な振る舞いによって評価されるべきでありとしました。その上で、Panasonic v. Oppo事件では、実施者（Oppo）が実際の販売データ・使用データを開示せず、特許権者（Panasonic）が疑義を呈していたIDC（調査会社）のデータのみによって交渉を遅延させた（ステップ4）などと認定し、実施者（Oppo）はライセンスを受ける意思がないと判断しました。また、Huawei v. Netgear事件では、実施者（Netgear）は、対案が拒絶された後に適切な担保提供を行わず、十分な会計報告も行わなかったため（ステップ5）、EUフレームワークが定めるFRAND抗弁の適格を欠くと判断しました。このように、欧州統一特許裁判所（UPC）の判決においては、実施者が誠実にライセンス交渉に応じずに時間を引き延ばす行為（ホールドアウト）に対して厳しい姿勢が見られます。

Q2 標準必須特許を巡る紛争の英国における近年の動向について教えてください。

A2 英国では、2020年8月26日のUnwired Planet v. Huawei事件最高裁判決⁴以降、英国裁判所が全世界の標準必須特許（SEP）を対象とするFRAND条件（グローバルFRAND料率）を決定する管轄権を有するという立場をとっています。そして、近年の顕著な傾向として、実施者側の申立てを受け、英国裁判所が最終的なグローバルFRAND条件を決定するまでの間、当事者が締結すべき暫定ライセンス（interim license）に関する宣言（具体的には、特許権者が誠実なライセンサーであれば暫定ライセンスに合意し、締結するであろうという宣言等）を行う事例が相次いでいます。

その理由として、Panasonic v. Xiaomi事件⁵では、特許権者（Panasonic）は、英国裁判所がFRANDであると最終的に決定した条件でライセンス契約を締結することを無条件に約束したにもかかわらず、英国裁判所が決定するFRAND条件を超える金額（supra-FRAND rates）の支払

2 Panasonic v. Oppo, UPC_CFI_210/2023

3 Huawei v. Netgear, UPC_CFI_9/2023

4 Unwired Planet v Huawei [2020] UKSC 37

5 Panasonic v Xiaomi [2024] EWCA Civ 1143

いを実施者 (Xiaomi) に迫るために、ドイツやUPCにおいて差止判決を利用しており、これは客観的に見て誠実交渉義務に違反するなどとなりました。また、*Lenovo v. Ericsson*事件⁶では、特許権者 (Ericsson) が上記のような約束を行っているわけではありませんでしたが、実施者 (Lenovo) が英国裁判所の最終決定に従うと約束している以上、特許権者 (Ericsson) への支払いが保証されているのであるから、それにもかかわらず米国を中心とする他国で製品販売の差止を求めているのは、英国裁判所が決定するであろうFRAND条件よりも有利な条件を実施者 (Lenovo) に強要するための行為であるとなりました。

一方で、他国での訴訟提起が全て否定されているわけではなく、*Samsung v. ZTE*事件⁷では、特許権者 (ZTE) が英国ではなく中国の裁判所での解決を求めており、中国裁判所が決定する条件に従う旨を申し出ていたことを踏まえ、英国裁判所は、これを、FRAND条件を超える金額 (supra-FRAND rates) の支払いの強要ではなく、単に自社に有利なフォーラム (裁判地) の選択を求めているにすぎないと評価し、不誠実な行為ではないとして、暫定ライセンス宣言を認めませんでした。

このように、英国では、一定のバランスをとりながらも、グローバルな紛争解決の主導権を握ろうとしており、これに対して欧州統一特許裁判所 (UPC) 等は批判的にみえています。例えば、*Panasonic v. Oppo*事件で、欧州統一特許裁判所 (UPC) は、標準必須特許を知的財産権に基づく排他的権利 (差止請求権) を切り落とした単なる金銭請求権として理解するような英国の姿勢はEU法と相容れないとし、それが実質的に他国での特許権行使を封じることになっているのではないかという懸念を示しています。

Q3 標準必須特許を巡る紛争の日本における近年の動向について教えてください。

A3 日本では、2014年5月16日、*Apple v. Samsung*事件知財高裁大合議判決⁸において、FRAND宣言を行った特許権者による標準必須特許に基づく差止請求や損害賠償請求に関する判断枠組みを示しました。しかし、それ以降10年以上もの間、日本において標準必須特許に基づく差止請求や損害賠償請求に関する新たな裁判例は生まれていませんでした。しかし、昨年、*Apple v. Samsung*事件知財高裁大合議判決以降で初めて、東京地裁知財部において標準必須特許に基づく差止請求や損害賠償請求に関する判決が出されました⁹。

Q4 東京地方裁判所知的財産部が公表した「標準必須特許 (SEP) に基づく特許権侵害訴訟の審理要領」(SEP訴訟審理要領)¹⁰の概要を教えてください。

6 *Lenovo v. Ericsson* [2025] EWCA Civ 182

7 *Samsung v. ZTE* [2025] EWCA Civ 1383

8 知財高判平成26年5月16日(平成25年(ネ)第10043号)及び知財高決平成26年5月16日(平成25年(ラ)第10007号・第10008号)

9 東京地判令和7年6月23日(令和5年(ワ)第70501号)、東京地判令和7年4月10日(令和4年(ワ)第7976号)

10 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/SEP_tokkyoken_shingai/index_2.html

A4 東京地裁知財部は、通常の特許訴訟では侵害論（第一段階）と損害論（第二段階）を分ける二段階審理方式を採用しています。しかし、SEP訴訟では、製品が標準規格に準拠している以上、侵害の有無（充足論）が争点になることは少なく、最大の争点は権利濫用の抗弁（実施者にライセンスを受ける意思があるか）の成否となります。

そのため、新たなSEP訴訟審理要領では、権利濫用の成否を見極めつつ、日本特許だけでなく全世界の特許を対象とした「グローバルFRAND実施料」の合意形成を目的とした独自の審理モデルを採用しています。

まず、裁判所は、訴状及び答弁書の段階から、当事者双方に対し、具体的な根拠（トップダウンアプローチや比較ライセンスアプローチ等）を明示したグローバルFRAND実施料の提案・対案の提出を期待しています。特に重要な点は、被告（実施者）に対し、算定に必要な証拠（対象製品の販売数や販売額等）の提出を求めている点です。もし被告がこれを任意に提出しない場合、裁判所は「ライセンスを受ける意思がない」と判断し、権利濫用の抗弁を排斥して差止請求を認容する可能性があると明記されており、ホールドアウト（交渉の引き延ばし）に対する厳しい姿勢をとる可能性が示されています。

そして、迅速な解決のため、原則として第1回口頭弁論期日において和解勧告が行われ、その後計画的かつ集中的に和解協議期日が指定されます。なお、特許の充足論や無効論等に争いがある場合は、和解協議と並行して書面審理が進められます。

和解協議においては、まずライセンス料以外の条件について速やかに合意形成を図り、最終的に料率の合意を目指します。裁判所が和解案を提示することもあります。強制的な決定ではなくあくまで交渉の促進役にとどまります。

最終的に和解が不成立（協議打ち切り）となった場合は、それまでの交渉経過を踏まえて権利濫用の抗弁の成否が判断され、判決に至ります。

Q5 東京地方裁判所知財部が公表した「SEP調停（SEPJM）の審理要領」（SEP調停審理要領）¹¹の概要を教えてください。

A5 2026年2月より開始されたSEP調停は、既存の知財調停制度をベースとしつつ、SEP紛争の特殊性を踏まえた専門的な制度です。その最大の特徴は、日本国内の特許に限らず、世界中の特許（グローバルSEPポートフォリオ）を対象とした「グローバルFRAND実施料」の合意形成を目的としている点にあります。調停委員会は、知財部の裁判官1名と、弁護士・弁理士等の専門家2名の計3名で構成され、専門的知見に基づき手続を進めます。

SEP調停は、原則として3回の期日で解決を目指す極めて迅速な手続です。具体的な進行イメージは以下のとおりです。

| | |
|--------------|---|
| 申立て・答弁（準備段階） | 申立人は算定根拠を明示してグローバルFRAND実施料を提案し、相手方はこれに対する認否・反論と対案（及び販売数や販売額等の証拠）を提出します。 |
|--------------|---|

11 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/SEPJM_chizai_jiken_teiki/index_2_1.html

| | |
|-----------|---|
| 第 1 回調停期日 | 調停委員会が双方の提案趣旨を聴取し、次回までに更なる対案を提出するよう指示します。また、料率以外のライセンス条項については、この段階で速やかに合意することが期待されます。 |
| 第 2 回調停期日 | 調停委員会が調停案を提示するか、又は双方に最終案の提出を指示します。 |
| 第 3 回調停期日 | 調停案（又は双方の最終案を踏まえて調停委員会が提示する案）への受諾意思を確認し、調停の成立又は不成立とします。 |

もし調停が不成立となった場合、調停委員会は、不成立の理由（例：当事者に調停に応じる意思がない等）や調停委員会が提示した調停案及びその意見書を調停調書に記載・添付します。この調停調書は、その後の訴訟において証拠として提出することが可能です。つまり、調停で不誠実な態度をとったり、調停委員会の合理的な提案を拒否したりした事実は、後の訴訟で権利濫用の抗弁（ライセンスを受ける意思の有無）を判断する際に、その当事者に不利に働く可能性があります。

Q6 以上のような動向を踏まえて、標準必須特許を巡る紛争についてはどのように対応を検討していくべきでしょうか。

A6 標準規格は国境を越えるため、紛争も必然的にグローバルなものとなります。近時の事例では、ある国での差止訴訟が他国での暫定ライセンス宣言や禁訴令の呼び水となるなど、各国の手続が密接に連動しています。そのため、単一の国での勝敗だけでなく、ある国でのアクションが他国の訴訟にどう波及するかを見据えた、包括的なグローバル戦略の策定が不可欠です。